

災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会安中支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急危険度判定等（以下「判定等」という。）に関し、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める避難所、福祉避難所及び災害時に甲が使用する本部施設並びにその他市長が指定する施設に対して行う判定等について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、判定等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭で要請し、事後において速やかに文書を交付ものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、安中市内で震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に文書で報告するものとする。

- (1) 活動内容及び応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて、甲乙で負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が相当であると認めるときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 乙は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償を受けるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この協定に基づく判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(情報交換)

第10条 乙は、判定等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)を予め定めるものとし、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するものとし、変更があったときにおいても、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年8月4日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

乙 群馬県安中市高別当419-3
一般社団法人群馬建築士会安中支部
支部長